

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニデイ草加新栄町店

埼玉県草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、四百九十九、五百十八、五百二、五百三、五百四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 有限会社中山酒店 代表取締役 中山俊一

埼玉県草加市新栄町五百五十八番地

（変更後） 有限会社中山酒店 代表取締役 中山喜美子

埼玉県草加市新栄町五百五十八番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前） 株式会社ユニリビング 代表取締役 木下邦久

千葉県浦安市入船一丁目五番二号新浦安センタービルディング十
一階

（変更後） 株式会社ユニリビング 代表取締役 赤坂祐一郎

千葉県浦安市入船一丁目五番二号

ハ 変更年月日

平成二十二年五月四日外

ニ 届出年月日

平成二十三年五月十二日

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十三年九月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十三年九月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課